



891号

2020年9月8日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行

←中国地本HPへ
PC・スマホ等から
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

退職者増と続く処分

処分決定続く

かんぽ不適正営業の処分が徐々に進んでいる。特定事案調査で、22、5%、多数契約調査で、26、6%の進捗率となった。特定事案調査で49名が業務廃止となっており、不服申し立て中の人数も37名と減少している。気になる点として、業務

廃止49名の内訳として35名が退職していることだ。会社は不適正募集を認めた事はないとしているが、研修でも、実績を出した社員が講師となり、乗り換えなど不適正な方法を周知していた。講習の内容を知らなかった事はあり得ない。また、自主勉強会等でも不適正な手法が周知され、

かんぽ生命が実施する募集人資格に係る処分

特定事案調査 (8月19日時点)

違反区分	実質的業務停止期間・資格処分	該当者
法令違反 410人	業務廃止	43人
	3か月又は6か月 嚴重注意	363人
	不服申し立てなど処分判定中	4人
社内規定違反 2,212人	業務廃止	6人
	1~6か月 嚴重注意	722人
	2~3週間 処分免除	1,451人
	不服申し立てなど処分判定中	33人

多数契約調査 (8月19日時点)

違反区分	実質的業務停止期間・資格処分	該当者
法令違反 79人	業務廃止	77人
	3か月又は6か月 嚴重注意	2人

【保険業法の基づく処分の内訳で、既に退職した社員も人数に含まれる】
※会社が行う懲戒処分は別にある

日本郵便が実施する人事処分

募集人の処分状況 (8月19日時点)

対象者	処分量定	今回実施分	累計実施分
募集人	懲戒解雇	7人	15人
	停職	6人	8人
	減給	142人	182人
	戒告	253人	393人
	訓告	2人	2人
合計		413人	603人

募集人の当時の管理者の処分状況 (8月19日時点)

対象者	処分量定	今回実施分	累計実施分
管理者	停職	1人	1人
	戒告	40人	42人
	訓告	175人	180人
	注意	13人	13人
合計		229人	236人

今後の予定

- 9月8日(火) 17:00~
第12回呉支部執行委員会
支部事務所
 - 9月11日(金) 11:00~
集団訴訟第2回公判
広島地裁
- 次号は 9月29日 予定

手当返納の不透明さ

募集する事で、支払われ

全国的に広まったと、調査報告書でも結論付けられている。お客様に損害を与え、信頼を裏切った事は反省すべきであるが、会社に非がある事も明白であり、職場を去る決断に追い込まれる社員の無念は図り知れない。

諭旨退職であれば、退職金が支払われるが、懲戒解雇は退職金もない。職を失い、退職金も無ければ、生活はすぐに苦しくなり、それは、社員個人だけでなく、社員の家族にも影響する。

その営業手当の返還請求が来ているとの話を聞いた。振り込み用紙の場合は、支払い金額のみが書かれており、どの契約の手当返納かも分からない。

契約の無効や取り消し、復元などによる手当返納の請求なのかさえ、わからないのが現状だ。

現在は戻されたが、基本給を下げて手当比重を上げた事で、返納金額も大きい。

返納するにしても、基本給分の減免や支払い免除など、不適正営業に関する件は、条件を明らかにしてから実施する事が、誠意ある対応であろう。

中国エリアで放棄隠匿
郵便物の放棄・隠匿事案が発生している。
広島県廿日市郵便局、島根県跡市郵便局で、判明したが、どちらの局も20代の社員が行っていた。

郵便物をゴミ箱や自宅、バイクに放棄・隠匿していた。配達しきれず、郵便物を局に持ち帰っても怒らないと、きちんと周知はされているが、このような事案が起こるのはなぜだろう。

個人の弱さだけでなく、評価や人間関係など複合的な要因も挙げられる。

期間雇用社員であれば、スキル評価に直結し、収入が大きく変わる。

社員が悪いと判断するのは簡単だが、再発防止策として、問題点を検討し、社員をフォローできる体制構築が望まれる。